

運転免許自主返納出張窓口を開設します

役場本庁にて自動車運転免許証の自主返納出張窓口を開設します。満65歳以上の方は、町が実施する運転免許自主返納にかかる支援手続きも併せて行うことができます。

開設日時 9月2日（水）午前10時～正午

開設場所 役場本庁 1 階ロビー、1101会議室

持ち物 有効期限内の運転免許証

支援内容

- ・年間15,000円分のタクシー利用券進呈
- ・らくらくおでかけバス乗車料無料化（無期限）



運転技能自動
評価システム



認知×判断力
運転能力診断ソフト

●運転技能診断同時開催！

センサーやタッチパネルモニターを使って、現在の運転能力を手軽に測定することができます。また、診断結果から越前警察署員によるアドバイスを受けることができますので、ぜひ一度お試しください。測定を希望される方は、事前に総務課防災安全室までお申し込みください。
※詳細は二次元コードからご確認ください。

申込み・問合せ

総務課防災安全室 TEL 0778-47-8016 越前警察署 交通課 TEL 0778-24-0110

資格確認書切り替えのお知らせ

現在交付している国民健康保険および後期高齢者医療の資格確認書は令和8年7月31日が有効期限となっています。

【国民健康保険】

マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）をお持ちの方には『資格情報のお知らせ』を、お持ちでない方には『資格確認書』を送付します（更新の申請は不要）。なお、既に有効期限の記載がない『資格情報のお知らせ』が交付されている方については、新たな送付は行いません。

【後期高齢者医療】

令和8年8月1日時点における年齢を基準に、以下のとおり送付します。

- ・85歳以上の方および84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方には、手続きなしで『資格確認書』を送付します。
- ・84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方には、『資格情報のお知らせ』を送付します。受診の際は、マイナ保険証をご利用ください。

国民健康保険資格確認書

新しい資格確認書は、町民税務課から7月中旬に**世帯主様あて**に郵送します。
※「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」については、引き続き必要とされる方は窓口にてお手続きください。

後期高齢者医療資格確認書

新しい資格確認書は、「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月中旬に**世帯ごと**に郵送されます。

※8月1日を過ぎても資格確認書が届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

マイナンバーカードの保険証利用について

専用のカードリーダーが設置された医療機関・薬局で、マイナンバーカードが保険証として利用できます。

（メリット）

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果を見ることができるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
- ・限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

■問合せ 町民税務課

☎ 0778-47-8015（資格確認書の切り替えについて）

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178（マイナ保険証について※音声ガイダンス5番）